

## 従業員の不正が発覚した場合の課税関係とは？

### 従業員の不正が発覚したら？

会社が注意していても、役員や従業員が不正を行うことがあります。例えば、新しい店舗を出店するときに、経理部長が内装業者に3,000万円の建築費を発注する代わりに、個人的に100万円のレポートを受け取るなどの不正行為をよく耳にします。経理部長と内装業者に結託されると、会社としては発見することができません。ところが、経理部長がレポートの収入を給与と合算して確定申告していないことから、税務調査で指摘されて発覚することがあります。このとき基本的には、レポートは会社が受け取るべきものですので、経理部長が受け取った日の属する事業年度に遡って、下記の処理を行わなければいけません。

(借)横領損失 100万円 (貸)雑収入 100万円  
(借)未収金 100万円 (貸)損害賠償金収入 100万円

会社としては、経理部長から100万円を回収できるかは不明なことから、損害賠償金の収入まで計上する必要がありますのか、という疑問が沸きます。

### 従業員は他の者に該当しない？

法人税基本通達では、損害賠償金の収入の計上時期について下記のとおり、定めています。

他の者から支払を受ける損害賠償金の額は、その支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、法人がその損害賠償金の額について実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める。

上記からも分かりますとおり、損害賠償金の収入は確定した日に計上するのが原則ですが、回収できるかは不明であることが多いため、実際に支払いを受けた日に計上してもよいとしているのです。

ところで、この規定は「他の者」が前提となっており、経理部長がこれに該当するかということがポイントとなります。過去の裁決や判決をみますと役員や従業員は「他の者」に該当しないとされているのです。つまり、回収できるかは不明にも拘らず、「確定した日」に損害賠償金の収入を計上する必要があるのです。

結果、先ほどの事例のように税務調査により発覚したならば、会社は受け取ってもいないレポートの100万円を計上し、修正申告を行うことで本税だけでなく、加算税と延滞税も課されることになります。

### 発覚したあとの処理について

そのあと、未収金を経理部長から回収できればよいのですが、もし回収できない場合には3つのどれかの処理を行うことになります。

1つ目は、経理部長が心を入れ替えて働いていることから回収せずに許した場合には給与と認定されます。給与となれば、会社には源泉徴収の義務が生じ、経理部長は所得税が課税されることになります。

2つ目は、経理部長が退職するときに、退職金として現物支給する方法です。経理部長の勤務期間にもよりますが、不正行為で横領した金額が退職所得控除額以下であれば、会社は源泉徴収する必要もなく、経理部長も所得税が課税されません。それでも、会社は損害賠償金を回収できていないため、得をしているわけではありません。それに退職所得控除額を超えていると、やはり課税されてしまうのです。

3つ目は、経理部長を懲戒解雇にして退職金も支給せず、そのあと連絡も取れなくなってしまった場合です。会社としては、経理部長の資力などは分からないことから貸倒れの処理ができないケースが多く、その場合には免除した全額が寄附金として認定されます。寄附金は、一定の金額までしか損金として認められておらず、ほとんどが損金不算入となります。

このように、役員や従業員の不正行為が発覚すると会社は修正申告により税金が追徴されるだけでなく、そのあとの処理も必要となります。お互いにチェックする仕組みやルールを導入し、役員や従業員の不正行為が行われにくい組織を作りましょう。

## 2023年7月 ～お仕事備忘録～

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

### 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

### 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。

### 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

- ◆配達物の扱い  
休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。
- ◆福利厚生管理  
休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。
- ◆パソコン等のデータバックアップ  
休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょ。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。  
事業服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

## セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！  
たった5年で売上が7倍<7億円>に！  
幹部と一緒に作る！！

### 経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！  
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！  
◎何でも質問OKです！

日程 2023年08月23日(水)

時間 10時～17時(受付9時45分～)  
会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします  
参加料 30,000円(税抜)【定員5社様】

\*おひとり様追加毎に+5,000円(税抜)となります。  
お問い合わせ TEL: 097-529-5757 高山  
申し込みフォーム：  
[https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibLyPjigL\\_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit](https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibLyPjigL_Oe0V0yBgFVw19S7Q/edit)



## 事務所紹介

### HAPPY BIRTHDAY

\*7月4日(火) 7月誕生会  
7月生まれの方を事務所全員で祝いました。  
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



BlogとFacebookで事務所の様子や  
職員の日常を紹介しています！  
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



## プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。  
電話: 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール: soumu@ideasoken.jp